

平成 30 年度 東京都入札監視委員会

第 2 回 制度部会

- 日時：平成 31 年 2 月 6 日（水） 午後 2 時 00 分から
- 会場：東京都庁第一本庁舎 16 階 特別会議室 S 6

○ 次 第

- 1 開会
- 2 出席者及び定足数の確認
- 3 議事進行の説明
- 4 資料の説明
- 5 審議
 - (1) 入札契約制度改革の本格実施後の状況報告
 - (2) 工事発注時期等の平準化（案）
- 6 閉会

資料 1

資料 2

(非公開)

- (3) 談合情報の取扱要綱の見直し（案）

平成 30 年度東京都入札監視委員会 第 2 回制度部会 出席者

部会構成員

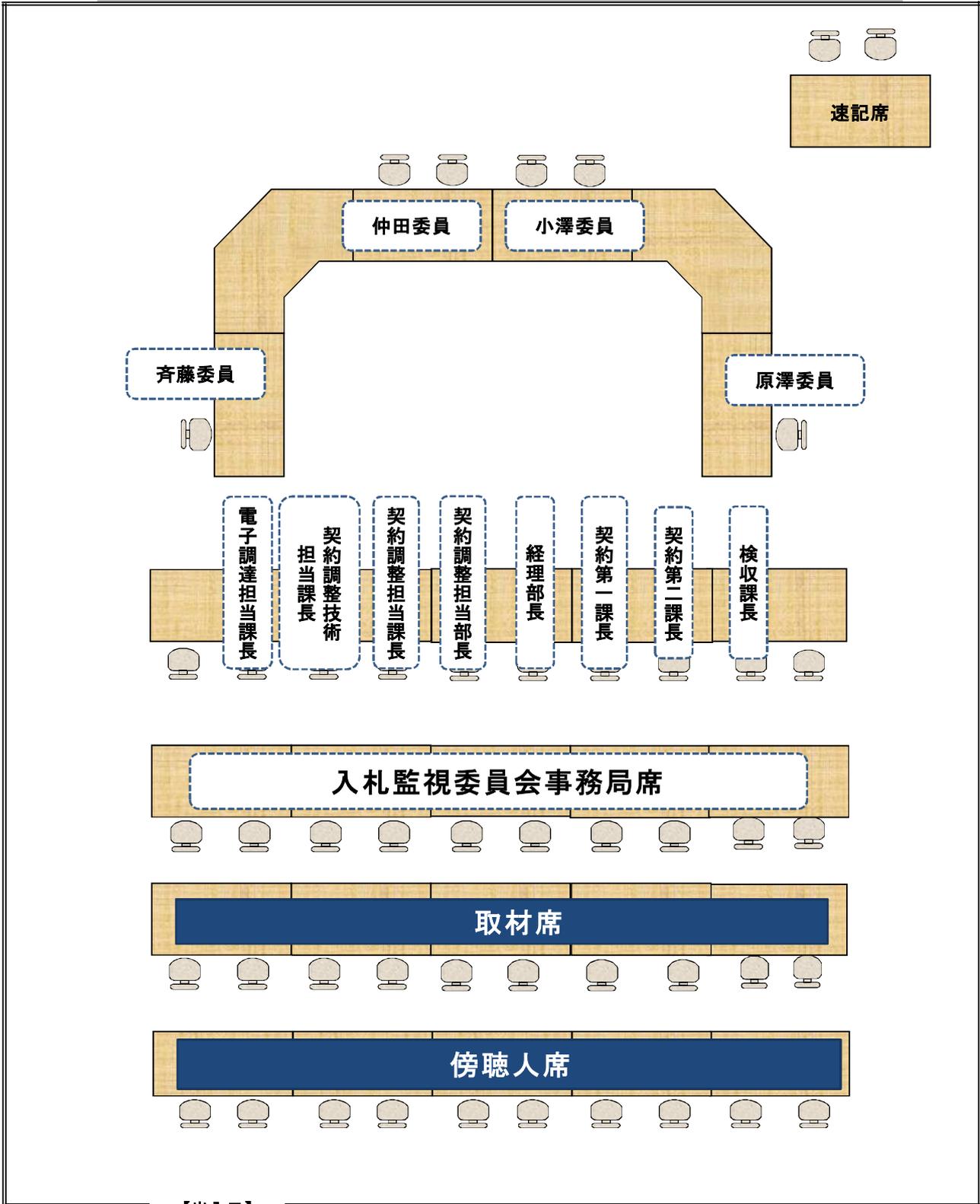
(五十音順・敬称略)

部会長	東京大学大学院工学系研究科 社会基盤学専攻教授	小澤 一 雅
委員	東北公益文科大学准教授	斉藤 徹 史
委員	(元)品川リフラクトリーズ(株) 代表取締役副社長	仲田 裕 一
委員	弁 護 士	原澤 敦 美

都側職員

財務局 経理部長	初宿 和 夫
財務局 契約調整担当部長	五十嵐 律
財務局 経理部 契約調整担当課長	吉川 健太郎
財務局 経理部 契約調整技術担当課長	岡村 忠 祐
財務局 経理部 電子調達担当課長	荒山 英 之
財務局 経理部 契約第一課長	小出 真 志
財務局 経理部 契約第二課長	永島 勝 明
財務局 経理部 検収課長	三浦 大 助

平成30年度 東京都入札監視委員会 第2回制度部会
平成31年2月6日(水)14時00分 第一本庁舎16階 特別会議室 S6



【出入口】

プレス受付

【前提条件】

- 予定価格250万円超の競争入札の工事が対象（公営企業局は除く）
- 期間区分による対象案件は以下のとおり
 - ・ 「制度改革前」とは、平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に開札した案件を対象に集計したものである。
 - ・ 「試行期間中」とは、財務局契約については平成29年6月26日から平成30年6月24日の間に、各局契約については平成29年10月30日から平成30年6月24日の間に公表した案件を対象に集計したものである。
 - ・ 「本格実施後」とは、平成30年6月25日から平成30年12月31日の間に公表した案件を対象に集計したものである。

【財務局契約の対象件数（開札ベース）】

入札契約制度改革の実施内容		制度改革前 617件		試行期間中 564件		本格実施後 307件	
I 予定価格の事後公表	事前公表	617件	100.0%	33件	5.9%	200件	65.1%
	事後公表	—	—	531件	94.1%	107件	34.9%
II J V 結成義務の撤廃	単体のみ	433件	70.2%	328件	58.2%	198件	64.5%
	J V 結成義務	184件	29.8%	39件	6.9%	22件	7.2%
	混合	—	—	197件	34.9%	87件	28.3%
III 1者入札の中止 ※試行期間中は、当該制度により中止となった70件を含む	対象	—	—	405件	63.9%	—	—
	非対象	—	—	229件	36.1%	—	—
IV 低入札価格調査制度の拡大	最低制限価格	587件	95.1%	252件	44.7%	135件	44.0%
	低入調査対象	30件	4.9%	312件	55.3%	172件	56.0%

【各局契約の対象件数（開札ベース）】

入札契約制度改革の実施内容		制度改革前 2,892件		試行期間中 1,649件		本格実施後 1,677件	
I 予定価格の事後公表	事前公表	2,892件	100.0%	21件	1.3%	1,676件	99.9%
	事後公表	—	—	1,628件	98.7%	1件	0.1%

※本格実施後の事後公表1件は、警察用庁舎の空調設備工事（予定価格 約345百万円）

基本的な指標（落札率、不調率、希望者数、応札者数）

【財務局契約】

- 平均落札率は、本格実施後も試行期間中と同水準
- 不調率は、本格実施後に試行期間中よりも改善
- 平均希望者数と平均応札者数は、本格実施後に試行期間中よりも減少

指標	制度改革前 開札617件 落札556件・不調61件	試行期間中 開札564件 落札465件・不調99件	〔 検証結果報告書 H30.2末時点 〕	本格実施後 開札307件 落札262件・不調45件
平均落札率 (落札ベース)	93.2%	93.6%	(93.8%)	93.7%
不調率 (開札ベース)	9.9%	17.6%	(18.4%)	14.7%
平均希望者数 (落札ベース)	5.4者	6.2者	(5.9者)	4.8者
平均応札者数 (落札ベース)	3.9者	4.9者	(4.7者)	3.7者

【各局契約】

- 平均落札率は、本格実施後に試行期間中よりも減少
- 不調率は、本格実施後に試行期間中よりも改善
- 平均希望者数と平均応札者数は、本格実施後に試行期間中よりも減少

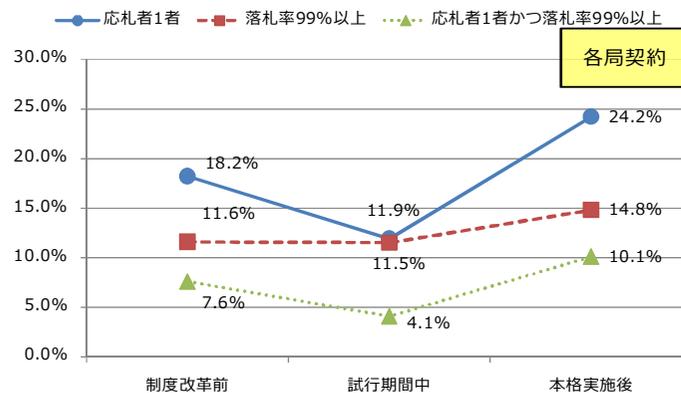
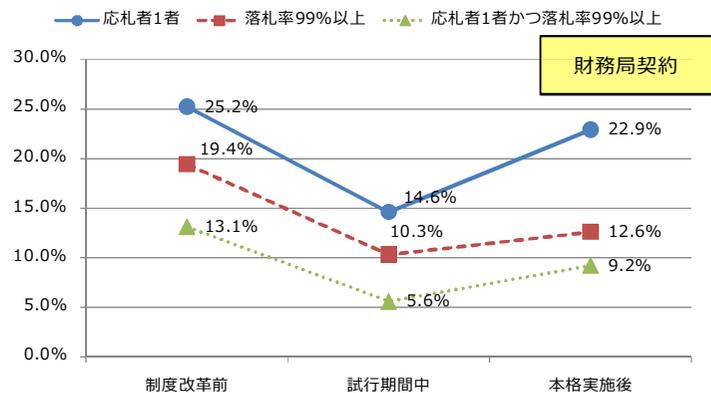
指標	制度改革前 開札2,892件 落札2,573件・不調319件	試行期間中 開札1,649件 落札1,267件・不調382件	〔 検証結果報告書 H30.2末時点 〕	本格実施後 開札1,677件 落札1,386件・不調291件
平均落札率 (落札ベース)	90.9%	93.5%	(93.9%)	92.8%
不調率 (開札ベース)	11.0%	23.2%	(30.6%)	17.4%
平均希望者数 (落札ベース)	10.7者	10.2者	(9.0者)	8.8者
平均応札者数 (落札ベース)	4.9者	5.3者	(4.6者)	4.2者

I 予定価格の事後公表関連

【落札率99%以上、応札者1者の件数割合（落札ベース）】

○財務局契約は、各指標ともに本格実施後は制度改革前よりも発生割合が減少（特に落札率99%以上の割合は、制度改革前よりも約3.5割減少）

○各局契約は、各指標ともに上昇傾向



【入札参加者の応札行動（開札ベース）】

○財務局契約及び各局契約ともに、試行期間中は落札範囲内の割合が減少したが、本格実施後は増加

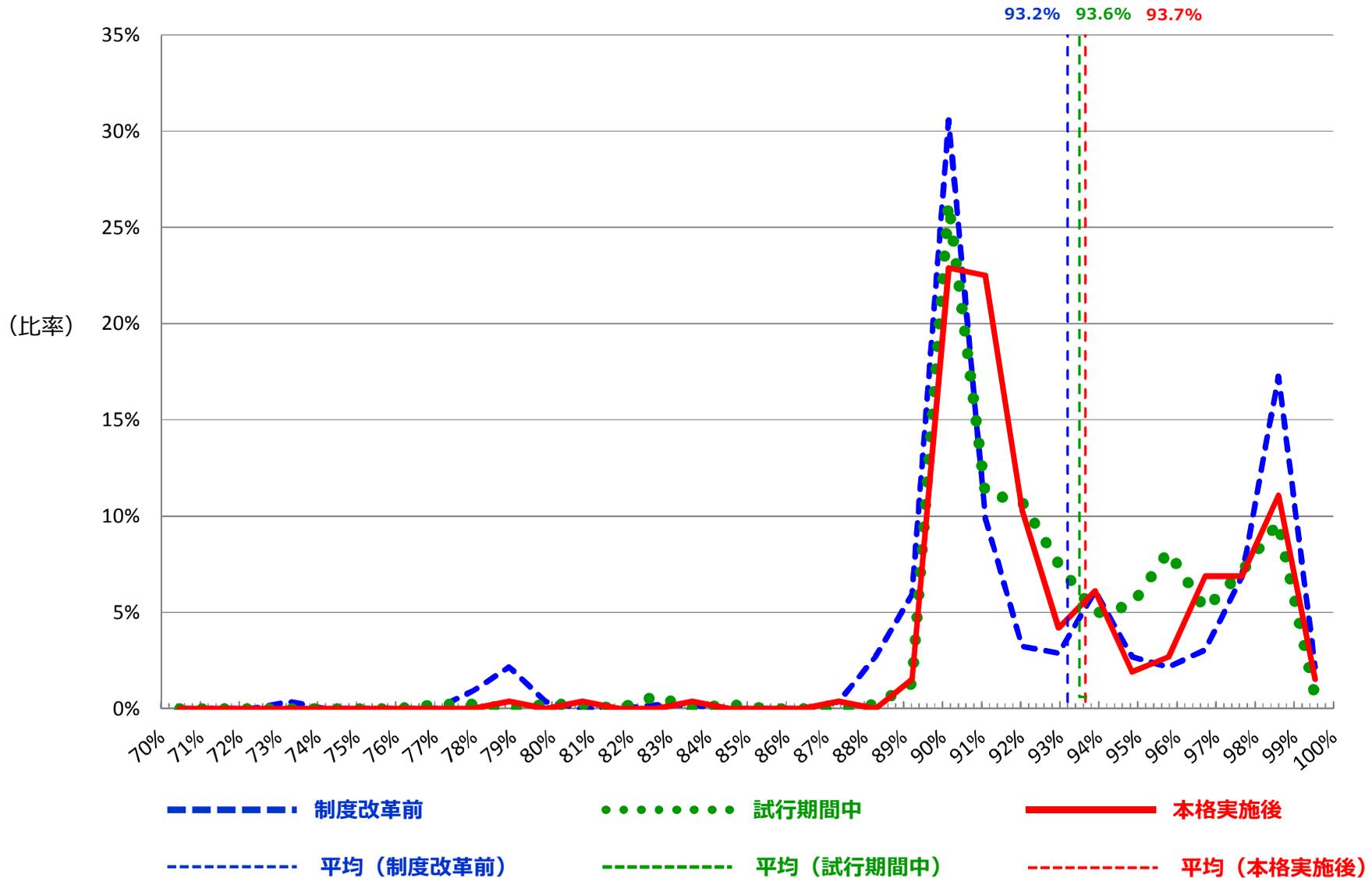
○財務局契約及び各局契約ともに、本格実施後の辞退・不参の割合は試行期間中よりも増加

	財務局契約			各局契約		
	制度改革前 対象3,997者	試行期間中 対象4,128者	本格実施後 対象2,071者	制度改革前 対象25,207者	試行期間中 対象14,581者	本格実施後 対象14,537者
予定価格の公表	事前	事後	事前・事後	事前	事後	事前
落札範囲内	1,764者 (44.1%)	1,212者 (29.4%)	685者 (33.1%)	10,812者 (42.9%)	3,167者 (21.7%)	4,823者 (33.2%)
最低制限価格等未	438者 (11.0%)	501者 (12.1%)	245者 (11.8%)	1,982者 (7.9%)	1,397者 (9.6%)	1,030者 (7.1%)
予定価格超過	-	758者 (18.4%)	65者 (3.1%)	-	2,684者 (18.4%)	2者 (0.0%)
辞退	1,275者 (31.9%)	1,269者 (30.7%)	800者 (38.6%)	10,242者 (40.6%)	5,915者 (40.6%)	7,077者 (48.7%)
不参	498者 (12.5%)	361者 (8.7%)	263者 (12.7%)	2,085者 (8.3%)	1,407者 (9.6%)	1,557者 (10.7%)
無効	22者 (0.6%)	27者 (0.7%)	13者 (0.6%)	86者 (0.3%)	11者 (0.1%)	48者 (0.3%)

I 予定価格の事後公表関連

【落札率の分布（財務局契約）】

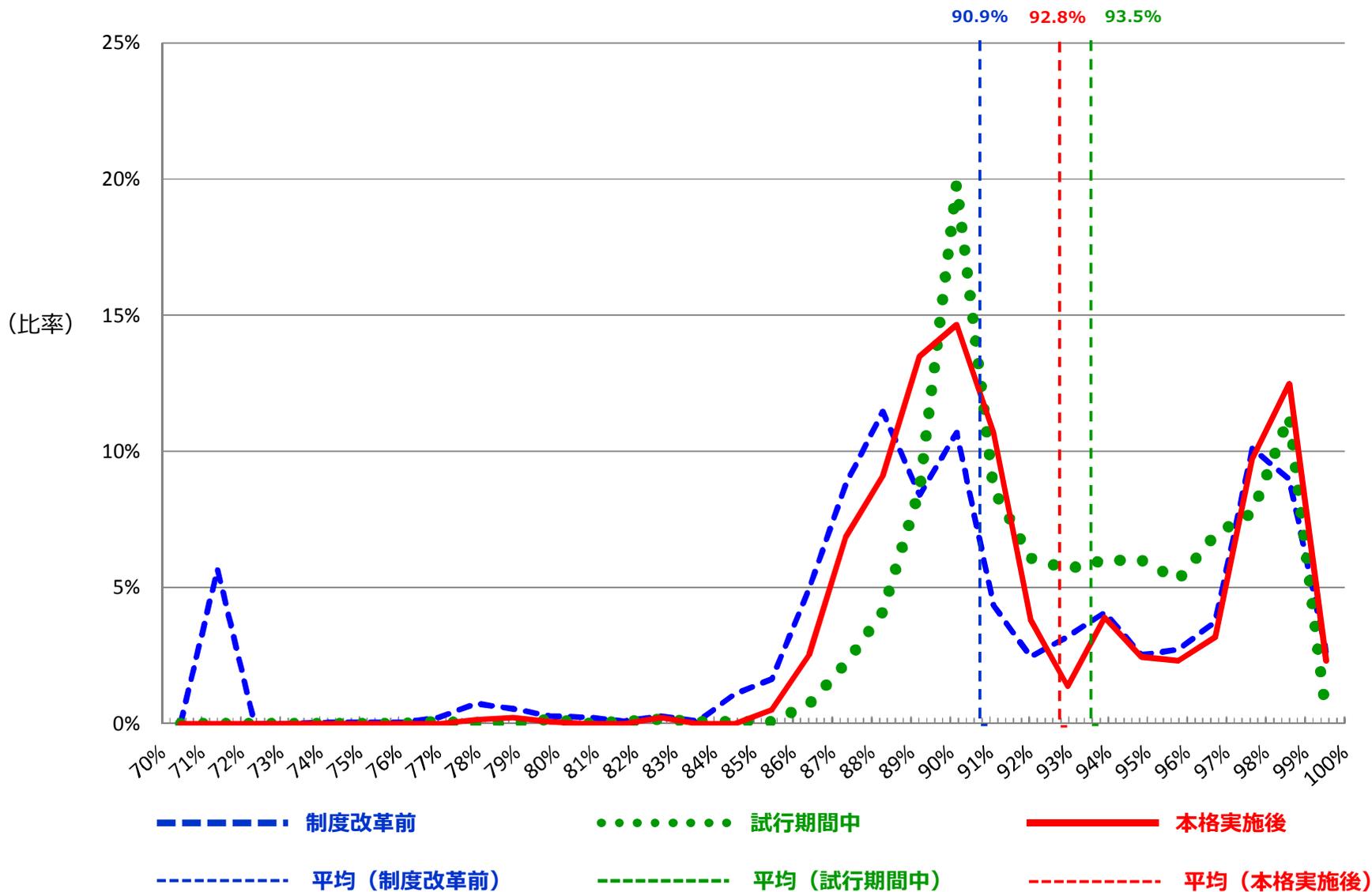
○制度改革前に発生していた予定価格付近の集中が試行期間中に減少し、本格実施後もそれを維持



I 予定価格の事後公表関連

【落札率の分布（各局契約）】

○予定価格付近の集中に大きな変化なし



II J V 結成義務の撤廃関連

【混合入札の導入による希望者数《平均》の変化（落札ベース）】

○平均希望者数が、制度改革前2.6者から、本格実施後5.1者へ倍増

業種	制度改革前 (J V 結成義務)	試行期間中 (混合入札)			本格実施後 (混合入札)		
	J V	合計	J V	単体	合計	J V	単体
全体	2.6者	5.7者	0.7者	5.0者	5.1者	1.0者	4.1者
建築	3.3者	7.7者	0.7者	7.0者	5.5者	0.6者	4.9者
土木	2.3者	5.3者	0.9者	4.4者	5.0者	1.7者	3.3者
設備	2.0者	4.9者	0.5者	4.4者	4.8者	0.5者	4.3者

※混合入札を導入した9業種（建築、橋りょう、河川、水道施設、下水道施設、一般土木、電気、給排水衛生、空調）を対象

【混合入札におけるJ V・単体別の受注件数《割合》の変化（開札ベース）】

○J Vが落札する割合が、試行期間中14.9%から、本格実施後19.8%へ上昇

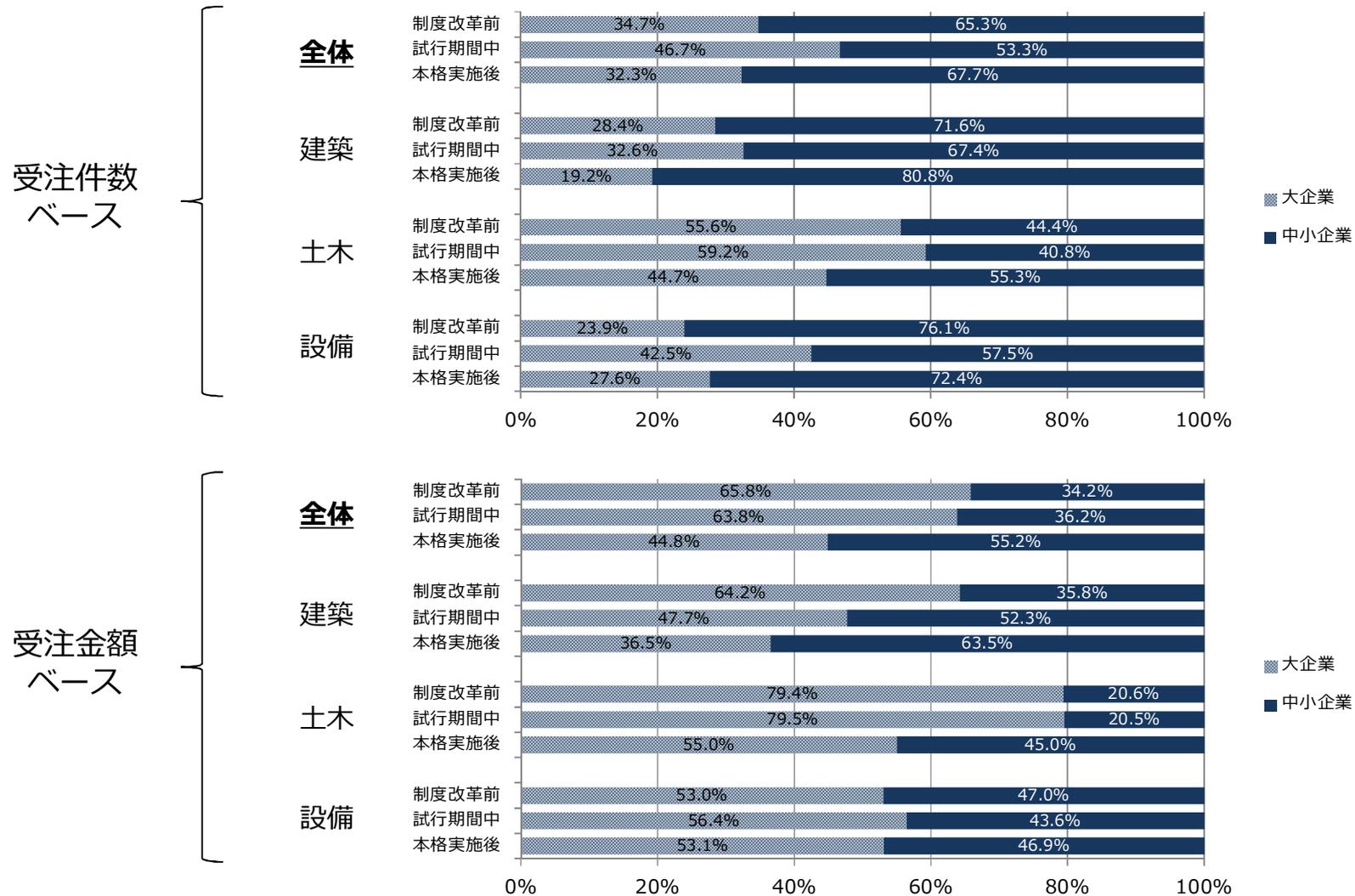
業種	試行期間中（混合入札） 対象194件			本格実施後（混合入札） 対象86件		
	J Vが落札	単体が落札	不調	J Vが落札	単体が落札	不調
全体	14.9%	68.6%	16.5%	19.8%	67.4%	12.8%
建築	10.4%	70.8%	18.8%	11.5%	73.1%	15.4%
土木	24.2%	65.2%	10.6%	35.5%	51.6%	12.9%
設備	10.0%	70.0%	20.0%	10.3%	79.3%	10.3%

※混合入札を導入した9業種（建築、橋りょう、河川、水道施設、下水道施設、一般土木、電気、給排水衛生、空調）を対象

II J V 結成義務の撤廃関連

【混合入札の導入による中小企業の受注状況の変化】

○全体として、受注件数及び受注金額ともに、本格実施後は試行期間中よりも中小企業の占める割合が増加



※混合入札を導入した9業種（建築、橋りょう、河川、水道施設、下水道施設、一般土木、電気、給排水衛生、空調）を対象

II J V 結成義務の撤廃関連

【総合評価方式における J V 結成時の加点状況（落札ベース）】

- 本格実施後、J V 結成で加点された割合が増加
- そのうち、契約まで至った割合も増加

	J V 加点対象 工事件数	うち J V 加点 実績あり
試行期間中	50件	9件 (18.0%) 【4件落札 (8.0%)】
本格実施後	32件	12件 (37.5%) 【8件落札 (25.0%)】

2件が技術点1点（技術実績評価型における J V 加点相当）の差で落札者が逆転

※混合入札を導入した9業種（建築、橋りょう、河川、水道施設、下水道施設、一般土木、電気、給排水衛生、空調）を対象

【技術者育成モデル J V 工事の発注状況（初回の状況）】

業種	件名	発注規模	開札月	希望者	応札者	備考
建築	都営住宅30H-109東 （江東区辰巳一丁目）工事	予定価格 2,163,175,200円	H30.9	1	1	契約者が指名停止により 契約解除
建築	都営住宅30H-106西 （多摩市諏訪五丁目）工事	14.5億円以上 16億円未満	H30.9	0	—	中止後、再発注（モデル 対象外）にて契約済
土木	石神井川整備工事（163）	予定価格 824,840,280円	H31.1	1	1	契約済
土木	仙台堀川護岸耐震補強工事 （その4）	7億円以上 9億円未満	H31.3.7			

Ⅲ 1者入札の中止関連

【1者入札の中止による影響】

	1者入札の中止対象件数	中止件数
試行期間中	405件	70件 (17.3%)

《再発注による影響》
 開札日の遅れ **+74.6日**
 工期の遅れ **+69.9日**
 ※中止70件のうち、再発注を済ませた69件の平均

【入札辞退の原因分析（辞退理由の回答を義務化した平成30年8月31日以降分について）】

- 企業規模別では、大企業、中小企業ともに「配置予定技術者の配置が困難」の割合が高い
- 時期別では、どの月も「配置予定技術者の配置が困難」の割合が高く、年末に向けてその割合は増加傾向

《企業規模別》

(単位：者)

区分	NO	辞退理由等	理由別件数		
			合計	大企業	中小企業
選択肢の選択	1	配置予定技術者の配置が困難	4,041 (64.8%)	391 (61.5%)	3,650 (65.2%)
	2	見積金額が当初見込みより過大	455 (7.3%)	30 (4.7%)	425 (7.6%)
	3	発注図書に不明確な部分あり	46 (0.7%)	3 (0.5%)	43 (0.8%)
	4	技術的に履行が困難	404 (6.5%)	48 (7.5%)	356 (6.4%)
	5	その他	1,288 (20.7%)	164 (25.8%)	1,124 (20.1%)
合計			6,234 (100%)	636 (100%)	5,598 (100%)

《時期別（辞退届を提出した時期）》

(単位：者)

区分	NO	辞退理由等	理由別件数				
			合計	9月	10月	11月	12月
選択肢の選択	1	配置予定技術者の配置が困難	4,041 (64.8%)	1,058 (50.9%)	1,027 (69.9%)	877 (73.4%)	1,079 (72.3%)
	2	見積金額が当初見込みより過大	455 (7.3%)	130 (6.3%)	142 (9.7%)	93 (7.8%)	90 (6.0%)
	3	発注図書に不明確な部分あり	46 (0.7%)	13 (0.6%)	18 (1.2%)	7 (0.6%)	8 (0.5%)
	4	技術的に履行が困難	404 (6.5%)	117 (5.6%)	102 (6.9%)	74 (6.2%)	111 (7.4%)
	5	その他	1,288 (20.7%)	759 (36.5%)	180 (12.3%)	144 (12.1%)	205 (13.7%)
合計			6,234 (100%)	2,077 (100%)	1,469 (100%)	1,195 (100%)	1,493 (100%)

IV 低入札価格調査制度の拡大関連

【低入札価格調査の実績（開札ベース）※拡大対象となった財務局契約において】

○試行開始（低入札価格調査の厳格化）以降、失格率は100%

（単位：件）

業種	制度改革前			試行期間中			本格実施後		
	対象 件数 ①	調査 件数 ② (②/①)	失格 件数 ③ (③/②)	対象 件数 ①	調査 件数 ② (②/①)	失格 件数 ③ (③/②)	対象 件数 ①	調査 件数 ② (②/①)	失格 件数 ③ (③/②)
全体	30	9 (30.0%)	3 (33.3%)	312	79 (25.3%)	79 (100%)	172	38 (22.1%)	38 (100%)
建築	14	3 (21.4%)	0 (0.0%)	59	20 (33.9%)	20 (100%)	35	8 (22.9%)	8 (100%)
土木	12	4 (33.3%)	2 (50.0%)	138	22 (15.9%)	22 (100%)	66	14 (21.2%)	14 (100%)
設備	4	2 (50.0%)	1 (50.0%)	115	37 (32.2%)	37 (100%)	71	16 (22.5%)	16 (100%)

【失格事由の内訳（低入調査を実施した応札者の延べ数に対して）】

○調査対象者の4割強が失格基準（数値的または工事成績）に該当

○調査票未提出の割合が最も大きく、本格実施後にその割合は増加

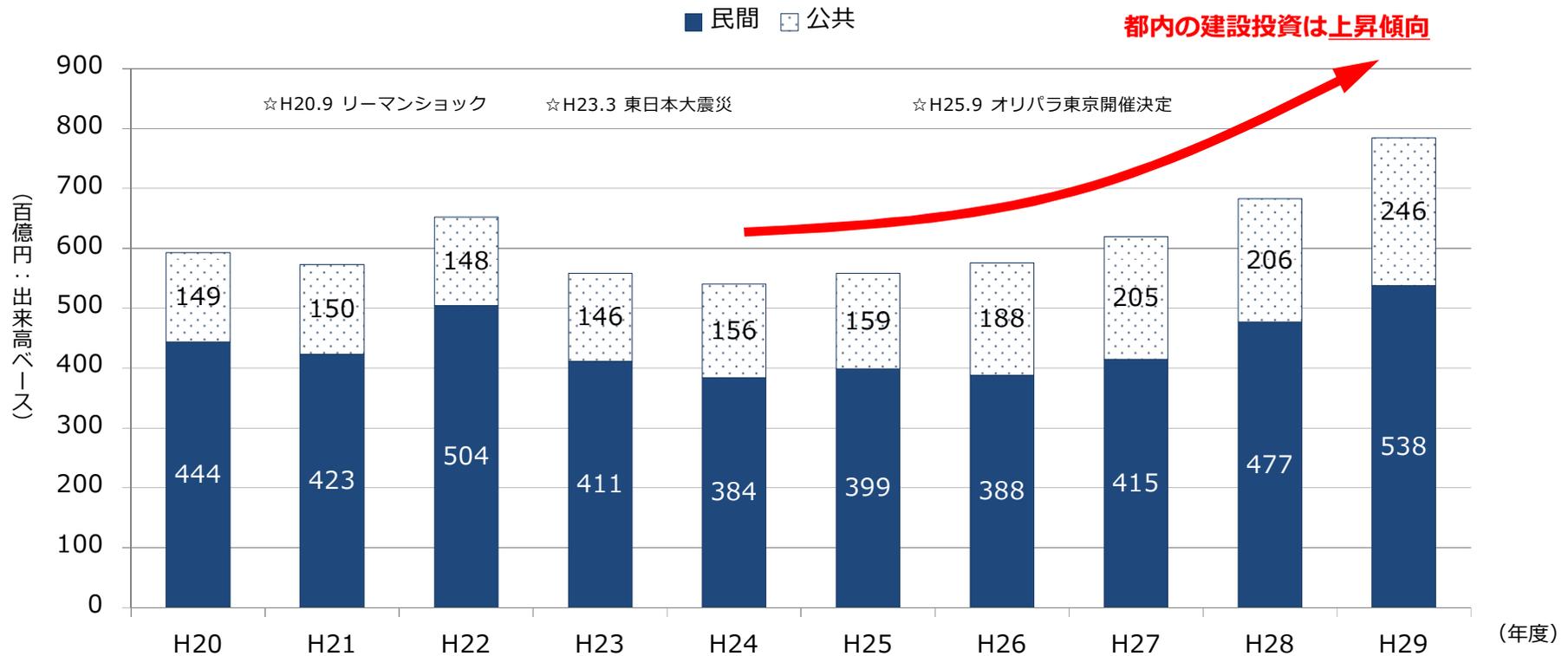
項目	試行期間中	本格実施後
①数値的失格基準	52者 (28.6%)	26者 (24.3%)
②工事成績失格基準	34者 (18.7%)	24者 (22.4%)
③調査票未提出	83者 (45.6%)	55者 (51.4%)
④調査票の不足・不備	13者 (7.1%)	2者 (1.9%)
合計	182者 (100%)	107者 (100%)



【参考資料1】入札契約制度改革の本格実施（制度の変遷）

	制度改革前	試行期間中	本格実施後
予定価格	事前公表	事後公表	事後公表（下記以外） + 事前公表（建築4.4億円未満 土木3.5億円未満 設備2.5億円未満）
J V 結成	J V 義務	混合入札	混合入札 + J V 義務（モデル工事（一部））
1 者入札	中止せず	中止する	中止せず
低入札 価格調査	W T O 以上 (24.7億円以上)	建築 4.4億円以上 土木 3.5億円以上 設備 2.5億円以上	建築4.4億円以上 土木3.5億円以上 設備2.5億円以上

【参考資料2】 都内における建設投資の推移



※建設政策研究所HP「建設関連統計－都道府県別建設投資の推移（国交省：建設総合統計）」より

《内訳》

(単位：百億円)

	年度										
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
民間	444	423	504	411	384	399	388	415	477	538	
公共	149	150	148	146	156	159	188	205	206	246	
計	593	573	652	557	540	558	576	620	683	784	
対前年度比	1.03	0.97	1.14	0.85	0.97	1.03	1.03	1.08	1.10	1.15	

↑ 約1.5倍

これまでの取組状況

- 発注件数で約3倍の開きがある集中期（10～12月）と端境期（3～5月）との比率を、平成30年度を目途に概ね半減させ、1.5倍程度とする目標値を設定 ⇒ 発注のタイミング（契約時期）に着目した指標
- 主な取組として、12ヶ月未満の工事も含め、債務負担行為を積極的に活用

集中期と端境期の発注件数の比率



図1 発注件数の月別推移（全業種）

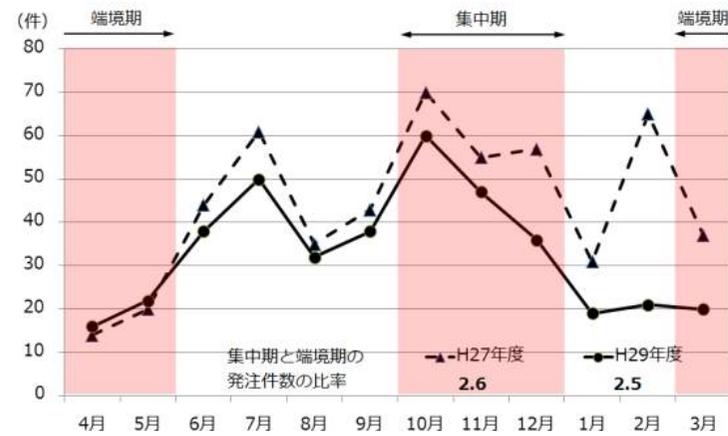


図2 発注件数の月別推移（建築）

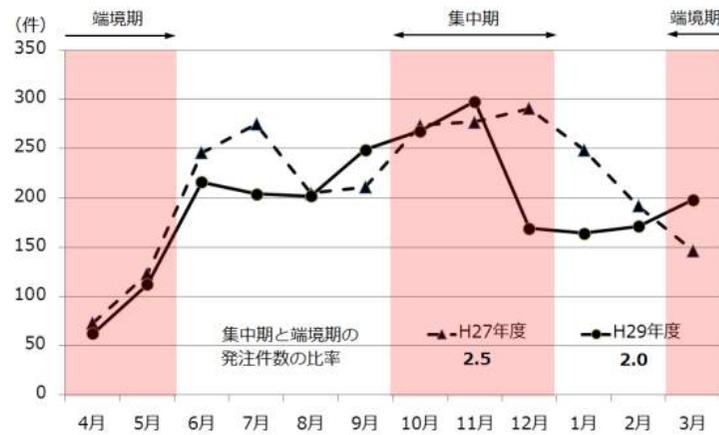


図3 発注件数の月別推移（土木）



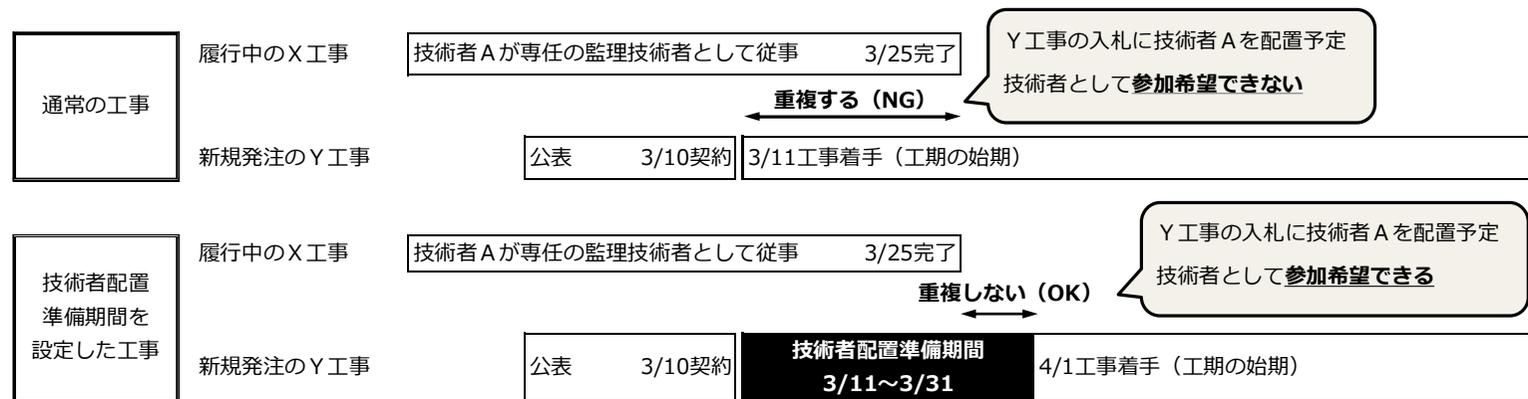
図4 発注件数の月別推移（設備）

発注時期等の平準化に係る取組（工事）

前回の制度部会（平成30年10月15日開催）でのご意見

- 発注件数の月別推移において、平成27年度と平成29年度を比較すると、4月と5月の状況はほとんど変わっていない。
4月と5月をいかにして増やしていくかが重要である。
- 現在の契約時期に着目した指標が、平準化の目的を達成するために最も適した評価方法であるかどうかを再確認した方がよい。
現場の稼働状況を平準化するという視点も重要である。
- 技術者配置準備期間※については、監理技術者がいないとしてはいけない内容を明確にし、事業者には指示徹底すべき。
- 他の自治体では、検査時期が集中して検査が満足にできないということもあると聞くため、発注についての平準化の次は、検査時期の平準化についても検討すべき。

《※参考：技術者配置準備期間を設定した工事契約のイメージ》



※監理技術者等の配置を要しないが、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができる
 ※資材等の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない

発注時期等の平準化に係る取組（工事）

平準化の目的

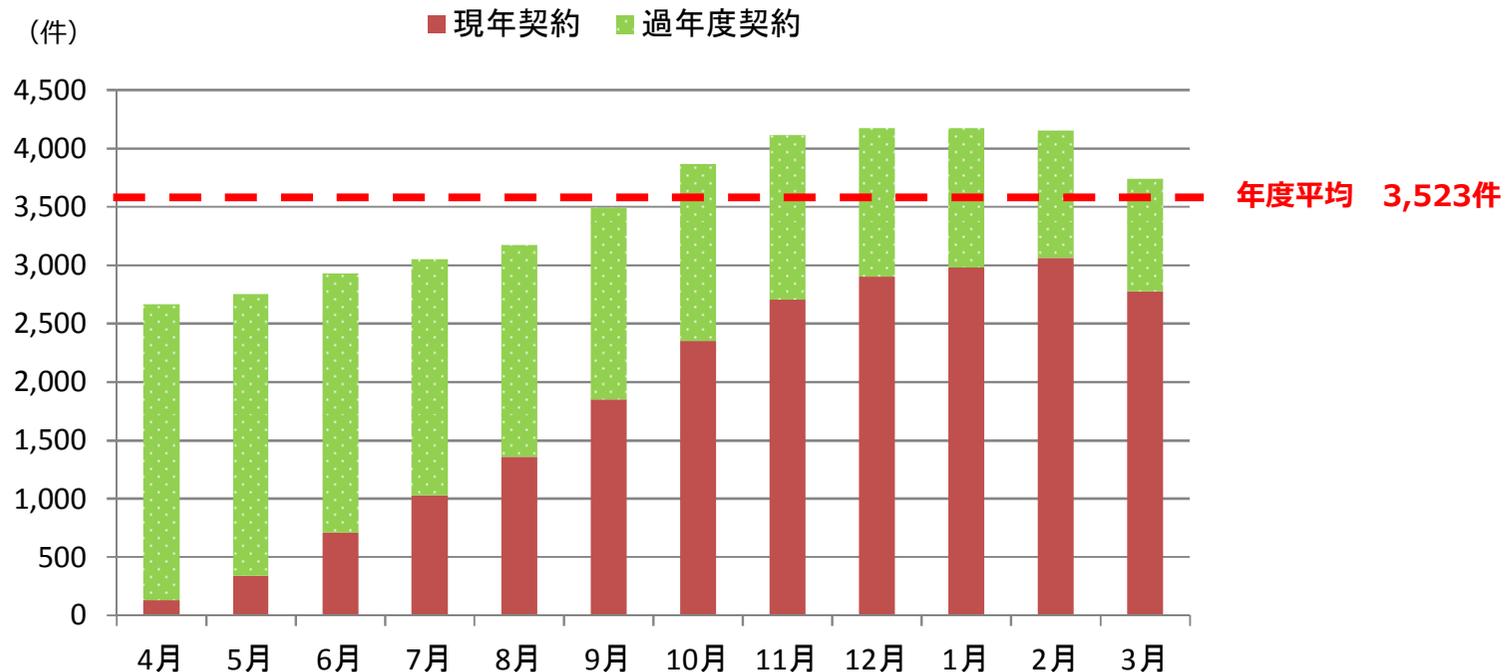
「技術者や資機材の効率的な活用を促進」、「繁忙期の解消に伴い超過勤務等を減少させ、技術者の労働環境を改善」

技術者や資機材の繁忙状況（現場の稼働状況）を的確に把握することが不可欠

工事の稼働状況（平成29年度）

- 10月以降は、年度末にかけて年度平均以上の工事が稼働
 - 各月において稼働している工事には、過年度契約案件が相当数存在（年度当初から8月までは各月における全体数の5割以上を占める）
- ⇒既契約の債務負担工事や繰越工事といった過年度契約案件も含めて、現場の稼働状況を適切に評価しなければならない

《東京都全体における工事の稼働状況（平成29年度実績 契約年度別）》

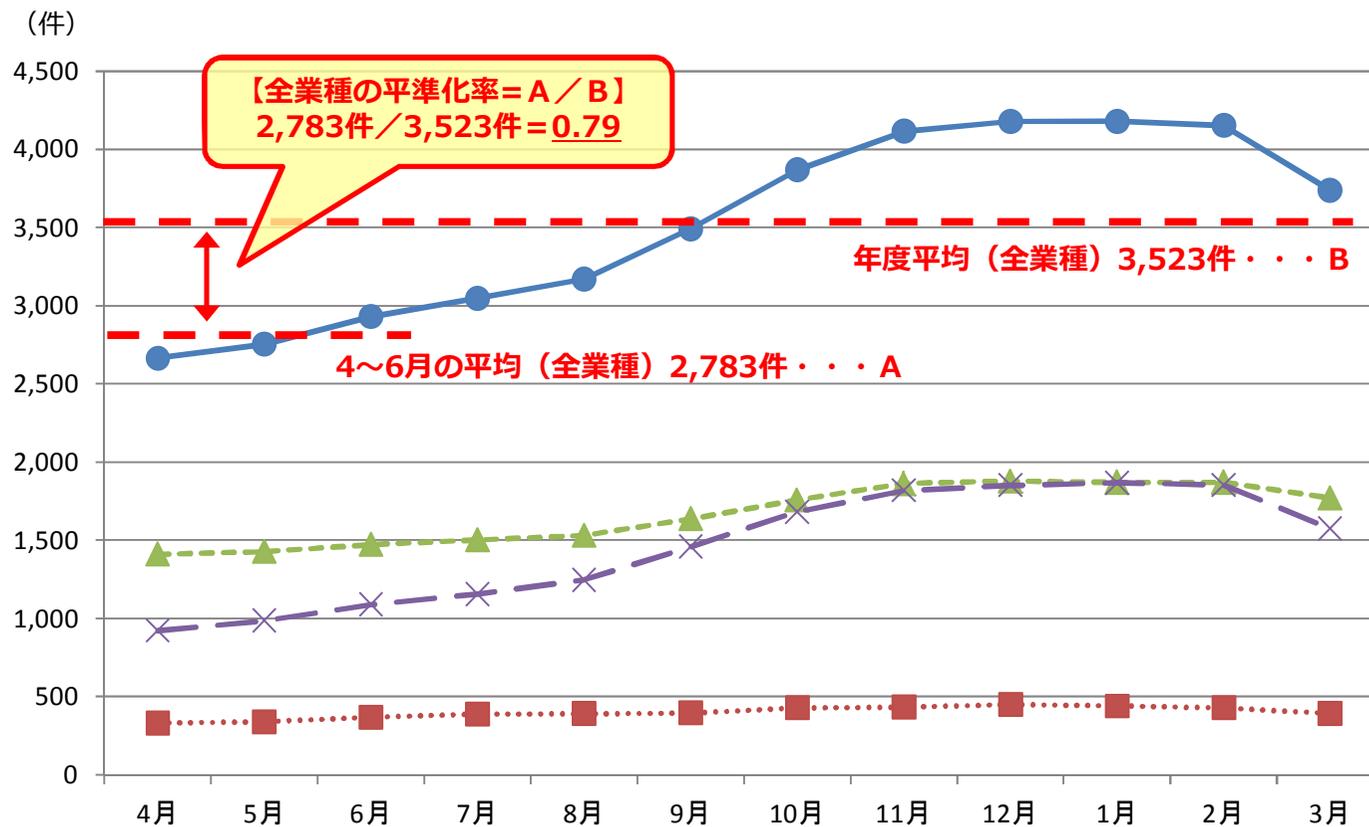


発注時期等の平準化に係る取組（工事）

新たな取組①

- 国交省が平準化の状況を評価する指標として採用している「平準化率」を導入
 - ※平準化率 = 連続する3ヶ月間で最も低い平均値となる期間（4～6月）の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数
- 各業種（建築、土木、設備）ごとに、3年後（平成33年度）の目標値を検討中

《東京都全体における工事の稼働状況（平成29年度実績 業種別）》



※業種別の平準化率
（平成29年度実績）

業種	平準化率
全業種	0.79
建築	0.87
土木	0.86
設備	0.69

● 全業種
 ■ 建築
 ▲ 土木
 × 設備

発注時期等の平準化に係る取組（設計等委託）

これまでの取組状況

全庁的な取組なし（建設局においては3月履行期限を原則禁止するなどの局目標を設定し、履行期限の平準化を推進）

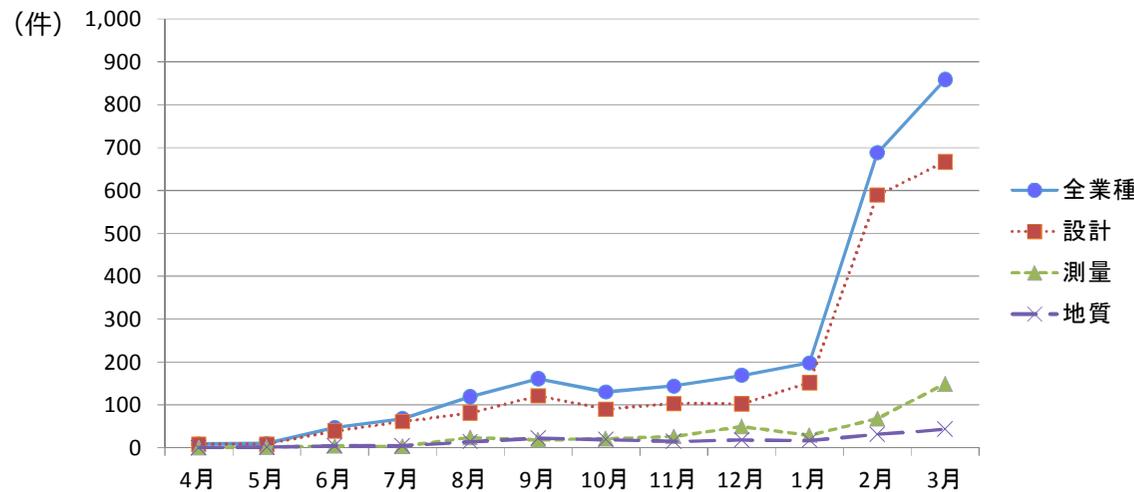
前回の制度部会（平成30年10月15日開催）でのご意見

働き方改革関連法の成立により、設計コンサルタント等は平成31年4月から時間外労働規制が適用（建設業は5年の猶予あり）されるため、工事の上流にあたる設計等委託の平準化も重要であり、特に履行期限が平準化されることが望ましい

設計等委託の履行期限状況（平成29年度）

平成29年度中に履行期限が設定されている設計等委託案件のうち、約6割が履行期限を2月または3月に設定（全業種）

《東京都全体における設計等委託の履行期限状況（平成29年度実績 業種別）》



※業種別の履行期限状況（平成29年度実績）

業種	当該月に履行期限を迎える件数の割合	
	4～1月	2～3月
全業種	約40%	約60%
設計	約38%	約62%
測量	約45%	約55%
地質	約61%	約39%

新たな取組

- 設計等委託においても工事同様に、債務負担行為を積極的に活用する等して、「2～3月の履行期限」の割合を減少
- 各業種（設計、測量、地質調査）ごとに、3年後（平成33年度）の目標値を検討中